

—————JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.—————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価の結果を公表します。

## 株式会社ウエストエネルギーソリューションに対する シンジケーション方式コミットメントラインに Green 1 を付与

評価対象	：	株式会社ウエストエネルギーソリューションに対する シンジケーション方式コミットメントライン
分類	：	シンジケーション方式コミットメントライン
組成金額	：	200億円
アレンジャー	：	株式会社三菱UFJ銀行
契約締結日	；	2020年12月16日
コミットメント 期間	：	2020年12月23日から2021年12月23日まで (最長コミットメント期間3年間)
返済方法	：	満期日に一括返済
資金使途	：	既存の太陽光発電施設の買取資金等

### <グリーンローン評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

## 第1章: 評価の概要

株式会社ウエストエネルギーソリューションは、株式会社ウエストホールディングスの中核事業会社である。株式会社ウエストホールディングスは、トータルエネルギーソリューション企業として、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー事業、省エネ事業、電力事業を行うウエストグループの持株会社である。1984年5月に西日本鐘商株式会社として設立後、1985年4月に西武ハウス工業株式会社、1989年6月に株式会社ウエストに改称、2006年3月に持株会社体制に移行し、現在に至る。設立当初は住宅サービス事業を営み、2006年の太陽光発電事業参入後、2012年には太陽光を主力事業と位置付け、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、太陽光の事業開発・施工・O&M といった太陽光事業全般

への取り組みを順次開始した。2014 年以降はそれらの取り組みに加え、太陽光を中心とする再生可能エネルギーを軸とした事業領域におけるトータルエネルギーソリューションの実現に向け、最適な省エネサービスの提供を目指すウエストエスコのほか、再生可能エネルギーの活用を目指した新電力事業、エネルギーソリューションを活用した地方創生、タイ王国での海外展開といった事業にも着手するなど、多種多様なサービスを展開している。足元では「太陽光セカンダリービジネス」に注力する等、「太陽光発電を核とした事業の多角化」を続けている。ウエストホールディングスは全国各地の地域金融機関や自治体と提携した環境取り組みを推進する経営姿勢を特色としており、環境および地域創生・活性化への取り組みを通じた積極的な事業展開を行っている。

今般の評価対象は、ウエストエネルギーソリューションが三菱 UFJ 銀行をアレンジャー行とするシンジケーション方式コミットメントライン（本コミットメントライン）により調達する資金であり、本コミットメントラインがグリーンローン原則<sup>1</sup>およびグリーンローンガイドライン<sup>2</sup>に適合しているか否かの評価を行う<sup>3</sup>。

本コミットメントラインによって調達された資金は、メガソーラー再生事業（稼動太陽光発電所の設備取得資金およびその関連諸費用支払資金、ならびに本発電設備改修にかかる諸費用の支払資金）に充当される。ウエストホールディングスは改正 FIT 法で求められている手続き等関連法令に従い、必要な資料の整備、リノベーション、保守管理および保険を付保した高品質な稼動太陽光発電所をセカンダリーマーケットで販売する。2020 年のカーボンニュートラル実現を政府が宣言したことに伴い、再生可能エネルギーの拡大に向け、稼動太陽光発電設備の取得に対する需要が高まっている一方、FIT 制度開始当初に開発された稼動太陽光発電所は、発電効率が悪い・未稼働のまま放置されている・土砂崩れの恐れがある等、その品質に問題のある物件に対するクレームが地域住民から資源エネルギー庁に対して多く寄せられている。ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー再生事業は、これらの稼動太陽光発電所の問題を解決し、太陽光発電による持続可能なグリーン電力供給に資する取り組みである。また、ウエストエネルギーソリューションは、メガソーラー再生事業実施に際して、想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じるほか、販売後も原則として株式会社ウエスト O&M を通じた保守管理と保険の付保を条件とすることで、太陽光発電設備のライフサイクルにわたってネガティブな影響が発生する恐れを低減している。以上より、JCR は本コミットメントラインにより調達する資金用途について、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

適格プロジェクトは、あらかじめ定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、ウエストエネルギーソリューションの取締役会にて機関決定される。コミットメントラインは、具体的な買い取り対象プロジェクトが発生した際に限度額まで都度引き出す形で全額が紐付けられるほか、三菱 UFJ 銀行と共同の管理体制および内部統制体制が構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切な開示が予定されている。JCR は本コミットメントラインについて、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

以上より、本コミットメントラインについて JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金用途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

本借入金は「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

<sup>1</sup> LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association), LSTA (Loan Syndications and Trading Association) Green Loan Principle 2020 <https://www.lma.eu.com/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン <http://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

<sup>3</sup> グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則は、それぞれ国際資本市場協会 (ICMA)、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA) およびローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション (LSTA) が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本借入金の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の100%が、ウエストエネルギーソリューションの定めた適格クライテリアを満たす、稼働太陽光発電所の設備取得資金およびその関連諸費用支払資金、ならびに本発電設備改修にかかる諸費用の支払資金に対する新規投資であり、高い環境改善効果が期待できる。

##### <資金使途の概要>

本コミットメントラインによって調達した資金は、ウエストエネルギーソリューションが「太陽光セカンダリービジネス」に必要な稼働太陽光発電所の設備取得資金およびその関連諸費用支払資金、ならびに本発電設備改修にかかる諸費用の支払資金に充当する予定である。太陽光セカンダリービジネスとは、ウエストエネルギーソリューションが稼働済み FIT 認定付太陽光発電施設を購入し、以下に列挙する措置を施した上で、新たな投資家向けに売却を行うビジネスである。

- 1) 資料整備  
電力会社、経産省、契約許認可関係、設備竣工図・仕様書等、FIT 認定制度上の書類を受け入れ、内容を確認、整理。変更届が出されていない場合等、必要に応じて対応整備。再エネ需要家である大手企業が求める DD 水準を満たすために必要なものを整備すること。
- 2) 発電効率向上のためのリノベーション  
自社でメンテナンス可能なパネルへの交換、日照条件改善等により発電効率を高めること。
- 3) メンテナンス  
モジュール・PCS のメンテナンスを実施。

さらに、販売後の太陽光発電所の性能維持のため、以下の条件を付保している。

- 1) 販売時には、原則としてウエストグループとの O&M 契約と保険のパッケージを付帯。（保険契約自体はウエストエネルギーソリューション名義なるも、保険料は販売先が負担。）
- 2) 仕入対象の太陽光発電設備はいずれも、「電気者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」）で規定される固定価格買取制度（FIT 法）<sup>4</sup>に基づき、電気事業者との間で期間 20 年の売電契約が締結され、稼働済みのものに限定される。

ウエストエネルギーソリューションは、本ビジネスの第一段階として、2020年3月から4月にかけて試験的に物件を取得し、上記の措置を講じた上で販売を開始した。ウエストエネルギーソリューションに

<sup>4</sup> 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に基づき、2012年7月1日開始。

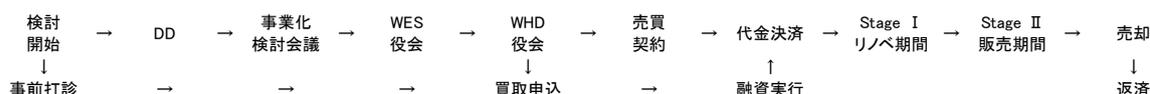
よれば、コロナ禍で物件視察が困難などの状況にあっても、取得した物件の過半以上が販売から半年足らずで既に売却済みであり、セカンダリー市場における好調な需要を確認している。

ウエストエネジーソリューションは、セカンダリービジネスへの参入は「売上・利益」に加え「グリーン電力の確保」も重要な目的であると認識している。RE100 等、グリーン電力を調達する企業が増加していくことが加速度的に想定されることから、本件により O&M 契約先を増やしていくことで、将来的な「FIT 後のグリーン電力」に貢献していくことを目指している。

### <資金使途の事業手順>

下記図表の事業手順に従い、リノベーション期間と販売期間の通算借入期間は最大 18 か月程度を想定している。

【図表 1】セカンダリー事業フロー



### <資金使途の環境改善効果>

本件は、新たに太陽光発電設備を開発するものではないため、太陽光発電による CO<sub>2</sub> 排出削減効果は、既に稼働していた際に発電していた量に加え、ウエストエネジーソリューションのリノベーションと適切な O&M によって追加される発電量からもたらされる。よって、個別に見た場合の追加的な CO<sub>2</sub> 削減量は限定的であるものの、以下の 2 点から環境にプラスのインパクトをもたらす事業である。

2012 年の FIT 制度導入以降急速に増加した多くの太陽光発電所が抱える問題の解決に資する取り組みであること、新規の大型太陽光発電所の開発余力は限定的であるため、既存の稼働太陽光発電所を適切に改修・保守・管理し、発電能力を最大化することが再エネ電源の長期安定的な増加には必須の取組であることを勘案すると、大きなプラスのインパクトを太陽光発電所のセカンダリーマーケットにもたらす事業であると JCR では評価している。

(参考) FIT 制度を契機に急速に増加した太陽光発電設備の問題点と今後の課題

<1 太陽光発電設備の未稼働問題>

再生可能エネルギー発電設備の種類	設備導入量 (運転を開始したもの)									認定容量
	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後								固定価格買取制度導入後
	2012年6月末までの累積導入量	2012年度の導入量 (7月~3月末)	2013年度の導入量	2014年度の導入量	2015年度の導入量	2016年度の導入量	2017年度の導入量	2018年度の導入量 (4月~12月末)	制度開始後合計	2012年7月~2018年12月末
太陽光(住宅)	約470万kW	96.9万kW (211,005件)	130.7万kW (288,118件)	82.1万kW (206,921件)	85.4万kW (178,721件)	79.4万kW (161,273件)	66.1万kW (133,205件)	42.0万kW (83,484件)	582.8万kW (1,262,695件)	615.5万kW (1,326,940件)
太陽光(非住宅)	約90万kW	70.4万kW (17,407件)	573.5万kW (103,062件)	857.2万kW (154,986件)	830.6万kW (116,700件)	543.7万kW (72,656件)	477.2万kW (53,417件)	369.5万kW (41,304件)	3,722.1万kW (559,564件)	6,650.7万kW (736,536件)
風力	約260万kW	6.3万kW (5件)	4.7万kW (14件)	22.1万kW (26件)	14.8万kW (61件)	31.0万kW (157件)	17.5万kW (322件)	14.7万kW (403件)	111.1万kW (988件)	709.2万kW (7,923件)
地熱	約50万kW	0.1万kW (1件)	0万kW (1件)	0.4万kW (9件)	0.5万kW (10件)	0.5万kW (8件)	0.6万kW (22件)	0.2万kW (9件)	2.3万kW (60件)	8.4万kW (87件)
中小水力	約960万kW	0.2万kW (13件)	0.4万kW (27件)	8.3万kW (55件)	7.1万kW (90件)	7.9万kW (100件)	7.5万kW (86件)	3.4万kW (63件)	34.8万kW (434件)	119.7万kW (625件)
バイオマス	約230万kW	1.7万kW (9件)	4.9万kW (38件)	15.8万kW (48件)	29.4万kW (56件)	33.3万kW (67件)	40.9万kW (77件)	26.0万kW (51件)	152.0万kW (346件)	873.0万kW (617件)
合計	約2,060万kW	175.6万kW (228,440件)	714.2万kW (391,260件)	986.0万kW (362,045件)	967.7万kW (295,638件)	695.8万kW (234,261件)	609.9万kW (187,129件)	455.8万kW (125,314件)	4,605.1万kW (1,824,087件)	8,976.5万kW (2,072,728件)

51.3%

(出所: 資源エネルギー庁 2019年4月 FIT制度の抜本見直しと再生可能エネルギー政策の再構築)

<2 改正FIT法適用前の太陽光発電設備における不適切案件>

再生可能エネルギーに関する地方自治体や住民からの懸念として資源エネルギー庁に情報提供フォームに寄せられたクレームの件数と内訳<sup>5</sup> (2016年10月~2020年9月)



※1つの相談内容に複数の項目が含まれている場合、それぞれの項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

上記相談のうち 93.7%が太陽光発電設備に関するものであった。特に、FIT 制度開始時は、経済産業省が太陽光発電に必要な条件を満たした設備に対し認定を行う「設備認定」だったこともあり、設置後の整備・保守への意識に乏しい物件も存在した。その結果、不適切な O&M によって、設備の故障、地域住民とのトラブル、台風によってパネル・架台等が飛ばされ、周辺地域に被害を及ぼす事例などが各地で発生し、経済産業省が注意喚起を行った。

改正 FIT 法は、設備自体ではなく、事業性に対する「事業計画認定」に変更されている。今後、太陽光発電事業を行おうとする事業者は、経済産業省が公表している「事業計画策定ガイドライン」に沿っ

<sup>5</sup> 2020年10月、資源エネルギー庁、地域に根差した再エネ導入\_総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (第21回) 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 (第9回) 合同会議

た詳細な事業計画を提出しなければならない。これはすでに稼働している既存施設にも適用される。改正 FIT 法では「企画・立案」「設計・施工」「運用・管理」「撤去および処分」など、太陽光発電事業すべてのプロセスに対して、詳細な計画や費用の見積もりまで盛り込むことが求められている。事業計画の中に「運用・管理」の項目が設けられ、O&M が義務化されたことで、これまで O&M を検討していなかった事業者も、対応が必須となった。事業計画策定ガイドラインの中の O&M に関する項目では、保守点検および維持管理について、その範囲や手法、スケジュールに加え、人員配置、実施体制、結果の記録方法なども具体的に定めることが求められている。発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した場合の対応方針についても、あらかじめ O&M 事業者や施工事業者との間で定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を整えておく必要がある。

ウエストエネルギーソリューションは、適格基準に示している通り、FIT 制度認定を受けている稼働太陽光発電所に、上記改正 FIT 法で求められる事業計画を構築し、ウエストグループ内の技術士を複数擁した O&M 会社に責任をもって保守管理させるという既往太陽光発電設備の再生事業を手掛けることで、上記の問題解決に資する取り組みとしている。

**ii. 資金使途は「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。**

2018年に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとして位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等に様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点やCO<sub>2</sub>を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は2030年・2050年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

菅内閣総理大臣は2020年10月26日の所信表明演説において、我が国が2050年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念）を目指すことを宣言した。その実現のため、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立し、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換するとしている。

さらに2020年12月には2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、今後の具体的取り組みの方向性が示された。その中で、2050年までに電力需要の50～60%を再生可能エネルギーで賄うことを議論を深めて行くに当たっての一つの参考値とし、今後の議論を進めるとしている。電力需要が産業・運輸・家庭部門の電化によって現状より30～50%の増加（約1.3～1.5兆kWh）が見込まれていること、現時点の再生可能エネルギーによる電力供給割合が2018年度実績で約17%にとどまっていることを勘案すると、今後さらなる再生可能エネルギーの開発が必要である。

本コミットメントラインでウエストエネルギーソリューションが目指しているのは、既存の太陽光発電所を再生し、最大限発電効率を高め、長期にわたりその性能を維持する設備を市場に供給することである。本取り組みは、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当するとともに、国内における政策実現に資するものであるとJCRは評価している。

## b. 環境に対する負の影響について

ウエストエネルギーソリューションは、稼動太陽光発電設備の取得・リノベーション・保守管理等に特有のリスクを以下の通り特定し、適切な対応を行っている。

### 1. 想定されるリスクおよび基本対応方針

太陽光発電設備の設置に伴う環境および地域へのネガティブインパクト（土砂災害、光害、美観等）

#### 新規開発時とは異なるリスクについて

メガソーラー再生事業においては、当社が取得する太陽光発電所設備の中で当初からの開発設計が不十分で自然災害に対して脆弱性が増している（設置時の不適切な開発で土砂崩れが起きやすい状況にある等）ケース、O&M体制が不十分で太陽光パネルに想定以上の劣化がみられるケースなど「品質・発電効率・耐用年数」の面で当社が開発していない物件であるが故のリスクが発生する。

これらのリスクに対し、物件取得後に長年培ってきた審査基準（工事仕様書、土木工事仕様書）、工事基準によりリノベーション・メンテナンスを実施し法令順守した高品質の発電設備に改修を行う。

物件販売時には、「太陽光発電事業のポイント、市場環境、法制度、税制、売電実績・収入・利回り、商品売買契約、土地売買契約」等の重要事項説明の他、物件購入後の保守管理(O&M)サービスについても合わせて説明を実施。販売と同時に（株）ウエスト O&M との契約締結を原則とする販売体制を敷くことで、当社グループとして長期に物件の保守管理を担い、クレーム・訴訟リスクに対する体制を構築している。

### 2. 具体的なリスク緩和対応

当社グループが開発施工する太陽光発電所は、工事仕様書、土木工事仕様書等で環境に対する影響を洗い出し対応方針を定めている。

#### (1) 現地調査

当該工事場所の周辺道路状況、既設構造物、既設埋設物、周囲環境等を考慮し現地調査を実施する。

#### (2) 法令準拠（環境関連）

関連法令および諸規則を事前に洗い出し遵守を定めている。

建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、道路法、砂防法、河川法、海岸法、下水道法、航空法、森林法、農地法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、電気事業法、消防法、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、土壌汚染対策法、文化財保護法、環境影響評価法、景観保護条例、など

また、一定規模以上の土地の改変については環境アセスを実施する。

#### (3) 本仕様書において、特に環境に関する事項として下記のように定めている。

当社は、工事の遂行にあたり、環境保全（周辺環境の保全、大気汚染、土壌汚染及び水質汚濁ならびに地下水位低下等の防止）に関する諸法規を順守しなければならない。

①振動、騒音、濁水等の公害防止のための施工方法の選定に留意し、施工中の

---

公害防止に努めること。

- ②工事用車両が工事用地等から出庫する場合には、公道に土砂等を引き出さないよう公道の汚損防止に努めなければならない。公道を汚した場合には、請負者の負担と責において、速やかに清掃するものとする。
- ③周辺の動植物の保護並びに本件工事への理解活動に努めること。
- ④工事施工（工事車両等の通行含む）により公道及び工事用仮設道路等を損傷した場合は、原則として請負者の負担と責において復旧すること。  
ただし、復旧に先立ちその損傷状況について速やかに発注者及び道路の管理者に連絡し、関係者にて協議の上、必要な対策を講じなければならない。

---

ウエストエネルギーソリューションは、稼動太陽光発電所の取得・改修・販売における新規開発時と異なる環境面でのリスクや想定される負の影響を特定している。また、当該リスクや負の影響の恐れに対し、適切かつ詳細な対応策を講じていることを JCR は確認した。ウエストエネルギーソリューションでは、取得した稼動太陽光発電所の改修工事に際する負の影響の低減・緩和策を策定しているほか、改修後の販売に際し、ウエストグループの O&M を原則として提供する契約を締結することで、長期にわたり販売した太陽光発電所の品質維持に努める予定である。

以上より、JCR は、ウエストエネルギーソリューションが環境に係る負の影響を適切に特定・管理・緩和していると評価している。

## c. SDGs との整合性について

JCR は資金使途の対象について、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.3.** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.6.** 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、本コミットメントラインを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

ウエストエネルギーソリューションは、本コミットメントラインを通じて実現しようとする目標を以下の通り定めている。

当社は、「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」をグループビジョンに掲げ、再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環を実現することを目指して事業を推進している。

ウエストグループは、事業活動のなかで地球環境を考えたトータルエネルギーソリューション、なかでも太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーと省エネルギーを社会に提供することで、化石燃料に頼らない「脱炭素社会」の実現および持続可能な社会づくりに貢献し、SDGs達成を積極的に推進する。

今回のコミットメントラインの資金使途の対象となるプロジェクトは当社で稼動太陽光発電所設備を取得し品質向上のリノベーション・メンテナンスを施したうえで、新たな投資家に向けた販売を行うものであり、地球環境にやさしいエネルギー確保の観点から上記グループビジョンに資するものである。

本コミットメントラインで調達した資金は、稼動太陽光発電設備の取得資金等に対する新規投資に充当される予定であり、ウエストグループとして掲げる「化石燃料に頼らない『脱炭素社会』の実現および持続可能な社会づくりに貢献し、SDGs達成を積極的に推進する」という目標に整合的である。

JCRは本コミットメントラインの資金使途がウエストグループのグループビジョンに資する取り組みであると評価している。

##### b. 選定基準

ウエストエネルギーソリューションでは、今回のコミットメントラインの設定に際し、資金使途の適格クライテリアを以下の通り定めている。

##### 適格性基準

資金充当対象プロジェクトは、当社の審査基準（工事仕様書、土木工事仕様書）に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとする。

- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること。
- ・対象設備の建設・設置が海外で行われる場合には、設置国で求められる設備認定・許認可の取得及び環境アセスメントの手続きが適正であること。
- ・対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること
- ・稼働太陽光発電設備取得のために定められた事前審査基準を満たしていること。
- ・販売後も原則として、(株) ウエストO&Mがメンテナンスを行う物件であること。

上記選定基準は、従前にウエストホールディングスが太陽光発電施設の開発を資金使途とするグリーンファイナンス・フレームワークとして定めた基準に加えて、稼働太陽光発電所設備取得に際して考慮すべき事前審査基準が追加されたものである。JCR は、ウエストエネルギーソリューションより、事前審査に係る作業フロー、審査チェック事項の提供を受け、関連法令の遵守状況、太陽光発電所設備に係る確認事項、環境への負の影響を与えるリスクとして列挙されている事項に関する確認事項等の重要な確認項目が全て網羅されていることを確認した。

また、取得・改修・販売後も、当該太陽光発電所が正常に稼働し続けることを担保するため、原則としてウエストグループの O&M 業者であるウエスト O&M が継続的に保守点検業務を行うことを適格基準に含めている。これにより、改正 FIT 法で事前の厳格な審査による質の担保に加え、改修・販売後も、ウエストエネルギーソリューションが扱った太陽光発電設備の正常な稼働を担保する仕組みが構築されている。

以上より、JCR は、本コミットメントラインの資金使途に係る適格性基準が環境改善効果の継続的な発現を担保する基準であると評価している。

## c.プロセス

ウエストエネルギーソリューションはプロジェクトの選定プロセスを以下の通り定めている。

### ■適格プロジェクトの選定プロセス

#### 1. プロジェクト選定関与者

- ・調達資金の使途となるプロジェクトは、当社グループの事業会社である(株)ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー事業化検討会議により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定を行う。

#### 2. プロジェクト選定プロセス

- ・プロジェクトの選定にあたっては、事前に物件概要書、事業認定書、特定契約、接続契約、土地権利関係確認資料、発電にかかるトラックレコード、売買契約等の資料を売主から提出を受けたのち現場の確認を行う。
- ・(株)ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー事業化検討会議は同社メガソーラー事業本部の開発部、業務・情報管理部、販売部、ならびに工務本部、品質管理部で構成され、総合的に分析・検討を行う。
- ・プロジェクトは、全案件が(株)ウエストエネルギーソリューション取締役会に付議され機関決定される。

また、50百万円以上のプロジェクト案件はさらに(株)ウエストホールディングス取締役会に付議され機関決定される。

以上のプロセスを経たのち「資料整備」「発電効率向上のためのリノベーション」「メンテナンス」を施した上で、新たな投資家向けに販売を行う。

**■適格プロジェクトの選定プロセス（続き）**

なお、当社のリノベーションは主に以下の4点を実施する。

- ① 資料整備  
電力会社、経産省、契約許認可関係、設備竣工図・仕様書等、FIT 認定制度上の書類を受入れ、内容を確認、整理。変更届が出されていない場合等、必要に応じて対応整備する。
- ② 発電効率向上のリノベーション  
既設のパネルで劣化や出力低下がみられるものは交換を行う。また、発電所周辺のパネルに影を作っている立木の伐採などにより日照条件を改善し発電効率を高める。
- ③ メンテナンス  
モジュール・PCS のメンテナンスを実施。
- ④ 土木工事の確認  
設置時の不適切な開発で土砂崩れが起きやすい状況にある等、当初からの開発設計が不十分で自然災害に対して脆弱性が増している場合は適切な保全を行う。

JCR は、本コミットメントラインにおいては、上記選定プロセスに従って新規投資対象物件が選定される予定であることを確認した。本プロセスでは、プロジェクト選定の際の検討事項、担当部署および経営陣の関与が明確に定められ、適切であると評価している。また、販売後のプロセスについても明確に定められており、ウエストエネルギーソリューションが販売した後も、当該太陽光発電設備の性能が維持される蓋然性が高い。

なお、上記の目標、選定基準およびプロセスは、本評価レポートの提供によって貸付人に開示予定であり、投資家に対する透明性は確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定されるが、本項では本コミットメントラインの資金管理方法、調達された資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。また、本コミットメントラインのもとで調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

- a. 本借入金によって調達された資金は、三菱 UFJ 銀行をアレンジャー行とするシ・ローン団により設定されたコミットメントラインによって、新たに取得する稼動太陽光発電所に全額紐づけられる。
- b. 本コミットメントラインの資金の追跡管理は、以下の通り定められている。
  - ・稼動太陽光発電所の買取が発生する都度、コミットメントラインから限度額の範囲内で、相当額を引き出す。
  - ・必要に応じて資金プール口座を作成し、経理部において入出金管理データを作成する。
  - ・取得した太陽光発電所設備にかかる売電収入、販売時の売却代金は専用の資金プール口座で管理し、売却時には当該月末返済日にて返済を行う。
  - ・取得物件の進捗管理は専用の管理表で月次管理を行う。
  - ・本件グリーンローン発行ならびに資金使途としている資産への設備投資に紐付ける一連の手続きは、事前に当社の職務権限基準に従いウエストホールディングスおよびウエストエネルギーソリューションの取締役会で決議されている。
- d. 取締役会決議事項については監査対象である。
- e. 本件はコミットメントラインのため、一度引き出して太陽光発電所設備を取得したのち、コミットメントラインの設定がある間に売却した場合、当該資金は売却月末時点でコミットメント枠利用残高の返済に充当され、当該資金相当額のコミットメント枠については新たな稼動太陽光発電所設備の取得に使用することが可能となる。
- f. 資金の管理についてはアレンジャーである三菱 UFJ 銀行と共同で行う予定としている。

JCR はウエストエネルギーソリューションの本コミットメントラインに係る資金管理が、三菱 UFJ 銀行と共同で適切に行われる体制となっていることを確認した。また、追跡管理にかかる内部統制体制が適切に構築されていることを確認した。本コミットメントラインは、稼動太陽光発電所の買取が発生する都度、コミットメントラインから限度額の範囲内で相当額を引き出すため、未充当資金の発生は想定されない。以上より、JCR は、資金管理体制が適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本レポートにおいて開示されており、投資家に対する透明性は確保されている。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、コミットメントライン実施後の貸付人等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、コミットメントライン設定時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

ウエストエネルギーソリューションは、コミットメントライン枠において充当した資金の総額を、年次で開示の予定である。

また、グリーンローンが返済されるまでの間、JCRより資金の充当状況に係るレポーティングについてJCRから第三者評価（レビュー）を受ける予定である。

##### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

ウエストエネルギーソリューションでは、環境改善効果のレポーティングについて以下の項目をウェブサイト等で年次で開示の予定である。

- ・ウエストエネルギーソリューションが仲介して市場に再度流通させた稼動太陽光発電所の総発電量

JCRは上記レポーティングに関し、資金の充当状況および環境改善効果について貸付人および一般に対して開示される計画であり、開示内容も定量的な項目を含んでいることから、適切なレポーティング計画であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、借入人の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン調達方針・プロセス・グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

ウエストエネルギーソリューションが属するウエストグループでは、「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」ことをグループビジョンに掲げ、再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環を実現することを目指して事業を推進している。ウエストホールディングスは 2006 年の太陽光発電事業参入後、2012 年には太陽光を主力事業と位置付け、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、太陽光の事業開発・施工・O&M といった太陽光事業全般への取り組みを順次開始した。2014 年以降はそれらの取り組みに加え、太陽光を中心とする再生可能エネルギーを軸とした事業領域におけるトータルエネルギーソリューションの実現に向け、最適な省エネサービスの提供を目指すウエストエスコのほか、再生可能エネルギーの活用を目指した新電力事業、エネルギーソリューションを活用した地方創生、タイ王国での海外展開といった事業にも着手するなど、多種多様なサービスを展開している。2020 年には、FIT 後のビジネス展開として、メガソーラー再生事業を開始した。

ウエストグループは再生可能エネルギー事業、とりわけ太陽光事業全般において、豊富な実績<sup>6</sup>を有する。メガソーラーの施工実績は 296 か所・総出力約 380MW 超となっており、これらは傾斜地や変形地、山間部のほか、日本初のフロート式水上メガソーラーといった様々な用地の特性に合わせた事業開発・施工・O&M を可能とする技術力によって実現されている。そのほか、産業用太陽光発電の施工・販売実績は 11,234 か所、住宅向け太陽光の施工・商材販売は 50,146 棟、O&M のサービス実績は 467 サイト 518MW と、いずれの分野においても着実に実績を積み重ねている。2020 年に開始したメガソーラー再生事業は 2020 年 8 月までに 6 物件を販売するなど、順調な販売状況となっている。

ウエストグループは再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環の実現に向けた取り組みについても注力している。再生可能エネルギーと省エネを J-クレジット制度<sup>7</sup>によって環境価値化することで得た収益を子育て支援や植林事業等へ寄付する CoCoLo プロジェクトはその一例であり、全国各地の地域金融機関と連携し、地方創生を推進している。そのほか、自治体と提携し、再生可能エネルギーを軸とした総合エネルギーマネジメント事業による地域創生を目指す日本版シュタットベルケ構想<sup>8</sup>や、農林中央金庫および全国の JA と提携し、営農と太陽光発電の両立を行うソーラーシェアリングなどについても積極的に取り組んでいる。ウエストグループの地域創生・活性化に向けたこれらの取り組みはウエストグループの事業成長と軌を一にして発展している。こうした全国各地の地域金融機関や自治体と提携し、環境取り組みを推進する経営姿勢はウエストグループの特色であり、環境および地域創生・活性化への取り組みを通じ、ウエストグループの事業活動が共に拡大するという好循環が形成されている。

ウエストグループは、グループ各社に事業内容に応じた専門家を多数擁し、日々事業運営を行っているほか、必要に応じて外部の専門機関等と連携し、その知見を活用するなど、会社そのものが環境に対する専門的知見を有すると位置づけられる。また、今般の評価対象である太陽光発電事業のセカンダリービジネス実施に際しても、そうした専門的知見が十分に生かされている。

<sup>6</sup> 実績値についてはいずれも 2020 年 8 月時点

<sup>7</sup> 省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO<sub>2</sub> 排出削減量をクレジットとして国が認証する制度

<sup>8</sup> 2020 年 8 月時点で全国 114 自治体と提携済

以上から、JCR ではウエストエネルギーソリューションおよびウエストグループの経営陣が、環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署および外部機関との連携によってグリーンローン（コミットメントライン）調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等を明確に位置づけていると評価している。

## ■評価結果

本借入金について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。また、本借入金は、「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

借入人：株式会社ウエストエネルギーソリューション（証券コード：-）

### 【新規】

対象	借入額	契約締結日	コミットメント期間	評価
シンジケーション方式 コミットメントライン	200 億円	2020 年 12 月 16 日	2020 年 12 月 23 日から 2021 年 12 月 23 日まで (最長コミットメント 期間 3 年間)	JCR グリーンローン評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 梶原 敦子・垣内 洋椰

## 本件グリーンローン評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンローン評価は、評価対象であるグリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンローン評価は、グリーンローンの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は、グリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンローンにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は借入人または借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR のグリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンローン評価は、評価の対象であるグリーンローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

**JCR グリーンローン評価**：グリーンローンにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンローンの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

## ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル